

議案第44号

西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和6年11月20日提出

西宮市教育委員会

教育長 藤岡謙一

(別紙)

西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和6年11月20日

西宮市教育委員会

議案第　　号

西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第　　号

西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例

西宮市教育振興基金条例（昭和55年西宮市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、西宮市における国際理解教育」を「西宮市立学校条例（昭和38年西宮市条例第65号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）における教育」に、「設置し、国際感覚の豊かな人間の育成に資することを目的とする」を「設置する」に改める。

第4条を次のように改める。

(処分)

第4条 基金は、学校に在籍する幼児、児童及び生徒を対象として西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）又は委員会の所管に属する教育機関が主催する事業に要する経費のほか、第1条の目的を達成するための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

教育振興基金をより幅広い事業に活用し、教育の振興を図るため。

(参考 2)

○西宮市教育振興基金条例（現行抄）

（設置および目的）

第1条 この条例は、西宮市における国際理解教育の振興を図るため、西宮市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置し、国際感覚の豊かな人間の育成に資することを目的とする。

（处分）

第4条 基金は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が第1条の目的達成のため実施する事業で、つぎの各号に掲げる費用に充当する場合に限り、その一部または全部を処分することができる。

- （1）児童生徒およびその指導関係者の国際交流のために要する経費
- （2）前号に定めるもののほか、国際理解教育の振興のために要する経費

西宮市教育振興基金条例の一部を改正する条例案（新旧対照表）

改正案	現 行
(設置) 第1条 西宮市立学校条例（昭和38年西宮市条例第65号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）における教育の振興を図るため、西宮市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置および目的) 第1条 この条例は、西宮市における国際理解教育の振興を図るため、西宮市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置し、国際感覚の豊かな人間の育成に資することを目的とする。
(基金の額) 第2条 基金の額は、つぎの各号に掲げる額の合計額とする。 (1) 前条の目的に添う寄付金 (2) 基金の運用から生ずる収益金	(基金の額) 第2条 基金の額は、つぎの各号に掲げる額の合計額とする。 (1) 前条の目的に添う寄付金 (2) 基金の運用から生ずる収益金
(管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。	(管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(処分) 第4条 基金は、学校に在籍する幼児、児童及び生徒を対象として西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）又は委員会の所管に属する教育機関が主催する事業に要する経費のほか、第1条の目的を達成するための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。	(処分) 第4条 基金は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が第1条の目的達成のため実施する事業で、つぎの各号に掲げる費用に充当する場合に限り、その一部または全部を処分することができる。 (1) 児童生徒およびその指導関係者の国際交流のために要する経費 (2) 前号に定めるもののほか、国際理解教育の振興のために要する経費
(繰替運用) 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。	(繰替運用) 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。	(委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。